

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的にさまざまな支援を行う制度です。



成年後見制度を利用するには？

1 相談

本人や家族・支援者

なるほど!!!

権利擁護センターや地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会などに相談してみましょう。

2 申立書類の準備

申立人 専門職

準備の仕方も相談できます。(弁護士、司法書士に依頼する場合は有料)

3 家庭裁判所に申立て

受付後、家庭裁判所が調査などを行います。

4 成年後見人等の決定

本人

裁判官が成年後見人等を決めると、あなたの支援者がもう1人増えます。

成年後見人等ってどんな人？

本人の気持ちや体の状態、生活状況に合った支援を行う人を裁判官が選びます。



どんなことをしてくれるの？